

白老町公式ウェブサイトリニューアル業務委託仕様書

1 委託名

白老町公式ウェブサイトリニューアル業務（以下「本業務」という）

2 事業の目的

白老町（以下「本町」という）公式ウェブサイトは、平成25年度にリニューアルし、9年が経過し、高度化・多様化する閲覧者のニーズや、閲覧環境の変化に対応するため、改善が必要な時期に来ている。

SNSとの連携、タブレット・スマートフォンなどマルチデバイスへの対応など、時間や場所の制約なく本町の今を即時に簡単に発信できる仕組みが必要である。

また、令和2年には観光拠点もオープンしたことから、ブランド発信力を強化した新しい本町をイメージさせるサイトづくりが求められている。

これらの要望を満たすためにCMSを一新し、職員の手間を軽減しつつ、ウェブアクセシビリティ、ユーザビリティに配慮した、誰もが見やすく、使いやすく、PR効果の高いウェブサイトにも再構築することを本事業の目的とする。

3 事業内容

3.1 業務内容

本事業は、下記の内容を業務として実施することとする。

- (1) サイト構築の総合コンサルティング
- (2) サイト設計
- (3) サイトデザイン
- (4) サイト構築
- (5) 既存サイトからのデータ移行
- (6) CMSの操作研修及びマニュアル等の作成

3.2 サーバおよびCMS環境

北海道自治体セキュリティクラウドオプションサービスの「セキュアホームページサービス」を利用する。CMSは同サービスで利用されている「シラサギ」となるため、「シラサギ」で構築されたデータを北海道自治体セキュリティクラウド運用事業者（以下、「運用事業者」という。）に引き渡す事とする。サーバ環境の構築及びSSL証明書の設定は白老町の手配により運用事業者が行うが、サイト構築については、受託者において全て行うこと。

また、サイト構築にあたっては、セキュアホームページサービス上で問題なく運用できるように運用事業者と適切な連携を図ること。

4 調達要件

4.1 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4.2 導入スケジュール

令和5年3月31日までにウェブサイトのリニューアル公開し、その後契約終了日までは、ウェブサイトの運用保守を行う。

業務全体のスケジュールは、データ移行・職員研修プログラムを含め、最適な方法を提案すること。

なお、詳細は本町と受託事業者が別途協議して決定する。

4.3 スケジュールの実施

契約後、スケジュールについては本町と協議・調整後に詳細なものを作成し、本町へ提出するとともに、受託者のプロジェクト責任者による進捗管理のもと、定例の報告とレビューを実施すること。

5 要求要件

5.1 コンサルティング要件

- (1) 現行ホームページの問題点や改善点を分析し、その改善策を示すこと。また、不足していると思われるコンテンツの新規作成についてコンサルティングを行うこと。
- (2) ウェブアクセシビリティ全般に関するコンサルティングを行うこと。
- (3) カテゴリ分類、サイト構成に関するコンサルティングを行うこと。
- (4) 既存データの移行に関するコンサルティングを行うこと。
- (5) サイト運用に関するコンサルティングを行うこと。
- (6) その他全般的なコンサルティング及び導入に関する各種支援を行うこと。

5.2 サイト設計、サイトデザイン、サイト構築要件

- (1) ユーザビリティに配慮し、閲覧者が必要とする情報が的確に分類され、閲覧者にとって分かりやすいページ構成及びサイト構造とすること。ナビゲーションを充実させ、利用しやすいウェブサイトを実現すること。
- (2) サイト全体として整合性が取れた、まとまりのあるデザインとなっていること。また、本町の魅力発信を重視したデザイン、構成とすること。

- (3) テキスト、画像データ及びバナー広告等を簡易に変更できること。
- (4) サイトは、PC表示、タブレット表示、スマートフォン表示のそれぞれに適切に構築し、それぞれの端末に合わせた使いやすいサイトとして実装し、レスポンシブデザインとすること。
- (5) 防災・緊急情報に関し、発信力のあるコンテンツとすること。
- (6) アクセス解析、サイト内検索、外国語自動翻訳などの、無償で利用できるASPサービスを導入し、各テンプレートへの埋め込み作業等を行うこと。
- (7) CMS利用者は、以下のとおりとする。必要なユーザ、組織、承認フローを設定すること。なお、今後、組織変更があった場合にCMS使用者の修正が容易に行えること。
 - ・作成者 課単位（約20ユーザー）
 - ・承認者 課単位（約20ユーザー）
 - ・管理者 2ユーザー
- (8) 特別なスキルがなくてもページの作成、更新ができるように構築すること。
- (9) 将来的な拡張性の確保及び柔軟性の高いサイトとすること。

5. 3 データ移行及びウェブアクセシビリティ要件

- (1) 下記URLのコンテンツをCMS管理の対象として移行すること。
<http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/>
ただし、以下のサイトは含まれない。
 - ・白老町立国民健康保険病院 (byouin)
 - ・町民まちづくり活動センター (chorengo)
 - ・白老牛銘柄推進協議会 (meigara)
 - ・各小中学校 (school)
- (2) 移行対象コンテンツ数
約1,800ページを想定している。
- (3) 移行後のページは、JISX8341-3:2016の達成基準「AA」に準拠すること。既存のPDFファイルは対象外とする。
- (4) 運用開始後も「AA」に準拠した品質を担保できるようにCMSテンプレートを構築すること。
- (5) ウェブアクセシビリティガイドラインを作成し、ガイドラインに沿った試験を実施し、その結果をホームページに掲載すること。

5. 4 操作研修要件

- (1) 使用者の役割に合わせたマニュアルを準備すること。なお、研修会場及び研修用情報端末機については、本町が用意するものとする。

- (2) 各課の担当者に対しては、ウェブアクセシビリティへの理解を深め、基本的なページ作成が行えるように指導すること。
- (3) 本町の運用に合わせたウェブアクセシビリティに関するガイドラインを本町担当職員との打合せの上で作成すること。職員に分かりやすく、運用時にも使用できるものとし、講習時に説明を行うこと。
- (4) マニュアルについては後で更新できるようにデジタルデータにて提供すること。

5. 5 運用要件

- (1) 受託者は、運用が開始するまでに、窓口となる担当者、CMS のサポート担当者などを記載した運用体制図及び緊急連絡先を作成し提出すること。
- (2) 契約期間中のウェブサイトのリニューアル公開した日から契約期間終了日迄の間は、運用期間とする。運用期間中は、9 時～17 時の間は本町担当者からの連絡が取れるようにすること。
- (3) 北海道自治体セキュリティアクラウド内 CMS にアクセスしメンテナンスを行う必要があるため、提案以前にその可否を運用事業者を確認すること。また、接続にあたってはセキュリティアレベルの高い回線により接続すること。
- (4) 本町担当者からの問い合わせについては、原則 3 営業日以内に回答すること。但し、ウェブサイトの運用に関わる事象の場合は、可能な限り素早い対応を求めるとする。
- (5) 異常または障害が発見された際には、直ちに本町へ連絡し、復旧手段について万全を期すこと。また、障害発生時には北海道自治体セキュリティアクラウド運用事業者と連携を取り、原因を調査の上、可能な限り速やかに復旧し、報告書を提出すること。受託者は、本町担当者と常に連絡がとれる状態を維持しつつ、問題に取り組むこと。
- (6) 災害等の発生により庁舎内のパソコンから CMS にアクセスできないケースを想定し、更新を代行できる体制とすること。
- (7) 運用に関するルールの取り決めは、受託者と本町担当者とで調整し、関係者全員で共有すること。

6 成果物

(1) 納品物件

以下について、電子データの形態で DVD-R 等の記憶媒体に格納して納品すること

1. サイト設計資料
2. CMS 操作マニュアル
3. ウェブアクセシビリティガイドライン及びウェブアクセシビリティ試験結果
4. 打ち合わせ議事録

7 その他

- (1) 個人情報、業務の履行に際し知り得た機密情報を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、受託者に帰属するものとする。ただし、本町はあらかじめ、受託者の許諾を得た場合には、業務の成果品等を元に翻案して、二次著作物を制作することができる。
- (3) 業務の成果品等に、受託業者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本町は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (4) 受託者は、本町に対し、受託業務の進行状況を随時報告し、必要な事項について指示を求めるものとする。
- (5) 受託者は、本町からの依頼、資料の請求、指示等に対して迅速かつ的確に対応するものとする。
- (6) 受託者は本業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に業務の一部を委託するときには、書面にて本町の承諾を得るものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。